

～共生型サービスについて～

共生型サービスとは

共生型サービスは、介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくすることを目的に、平成 30 年 4 月から始まった制度です。

現在、介護保険サービスの指定を受けている事業所は、「共生型サービス」として、障害福祉サービス事業所の指定が受けやすくなる特例があります。

介護保険サービス事業所が共生型サービスの指定を受けることで、

- ・ 障害児者の利用者にとっては、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 事業者にとっては、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる、などの効果が期待されています。

共生型サービスの指定申請について

- ・ 介護保険サービス事業所が、「共生型サービス」の指定を受けて障害福祉サービスを提供する場合、これまで提供していた介護保険サービスと同様の人員配置基準・設備基準による運営が可能となるほか、指定を受ける際の申請書類について、一部提出を省略できるものがあります。
- ・ 詳しくは、障害福祉サービス事業を行おうとする区域を管轄する下記窓口へお問い合わせください（事業開始予定日の約 3 ヶ月前までには、事前相談をお願いします）。
- ・ 鹿児島市で事業を行う場合は、鹿児島市健康福祉局福祉部障害福祉課（電話 099-216-1272）へお問い合わせください。

令和8年度介護保険施設等集団指導

窓口	所在地	電話番号	管轄区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301 (内線122)	日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒897-0001 南さつま市加世田村原2丁目1-1	0993-53-8001	枕崎市, 指宿市, 南九州市, 南さつま市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166 (内線222)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7964	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-52-2124	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1830	西之表市, 熊毛郡
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7243	奄美市, 大島郡

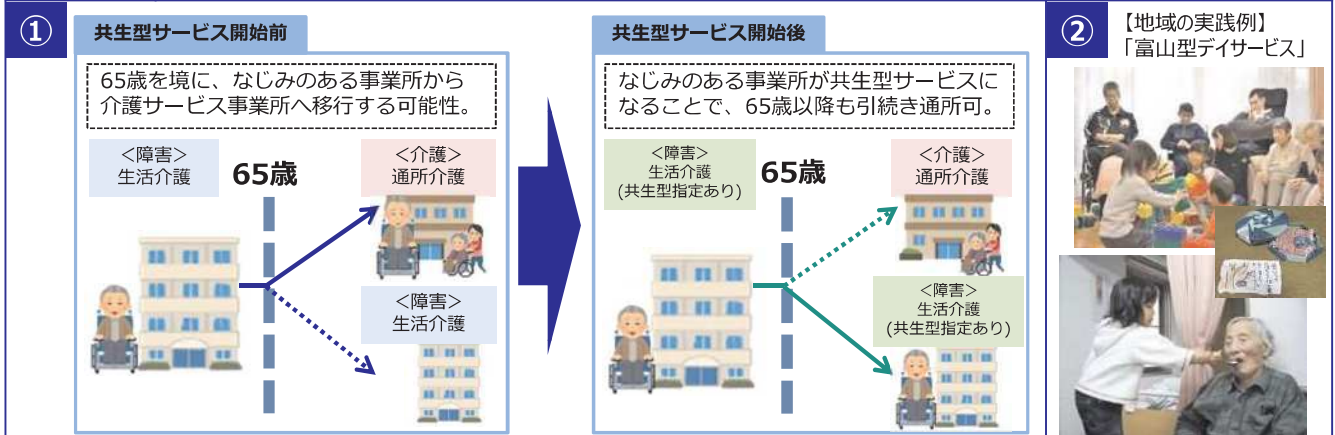
共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1 事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

- | | | |
|--|--|---------------------------------------|
| ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。 | ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。 | ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。 |
|--|--|---------------------------------------|

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデサービス事業所は近くにあるのだが・・・

続けて同じ事業所に通いたいのに・・・

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか・・・

人材が足りない・・・

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないのか・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けてもらえるのか・・・

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

地域活動を活性化させたい・・・

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

共生型サービスの
実施により解決可能



令和 2 年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）より作成

2

共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和 2 年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント」を作成。
- ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要かわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。
- 共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。



共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスについて知る

- **共生型サービスとは**
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- **共生型サービスの取組事例**

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。



共生型サービスを立ち上げる

- **共生型サービスを開始するまでのポイント**
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
- ① 事業所の職員と話し合おう
- ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
- ③ 利用者確保の見込みを立てよう
- ④ 運営計画を作成しよう
- ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
- ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
- ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
- ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
- ⑨ 必要の場合は、応援人員を確保しよう
- ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- **共生型サービス継続のポイント**
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- **共生型サービス普及のポイント**
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和 2 年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）より作成

1

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

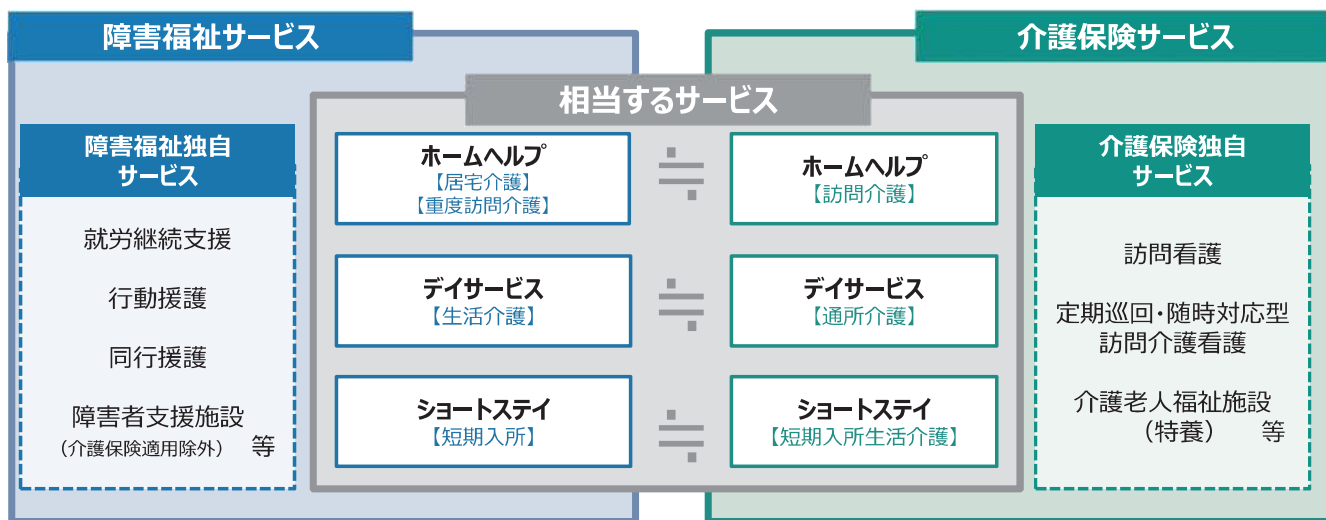
	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	→	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

1

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

- 障害福祉制度と介護保険制度においては、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、障害福祉サービスに類似する（「相当する」）介護保険サービスがある場合には、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。



＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律＞（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

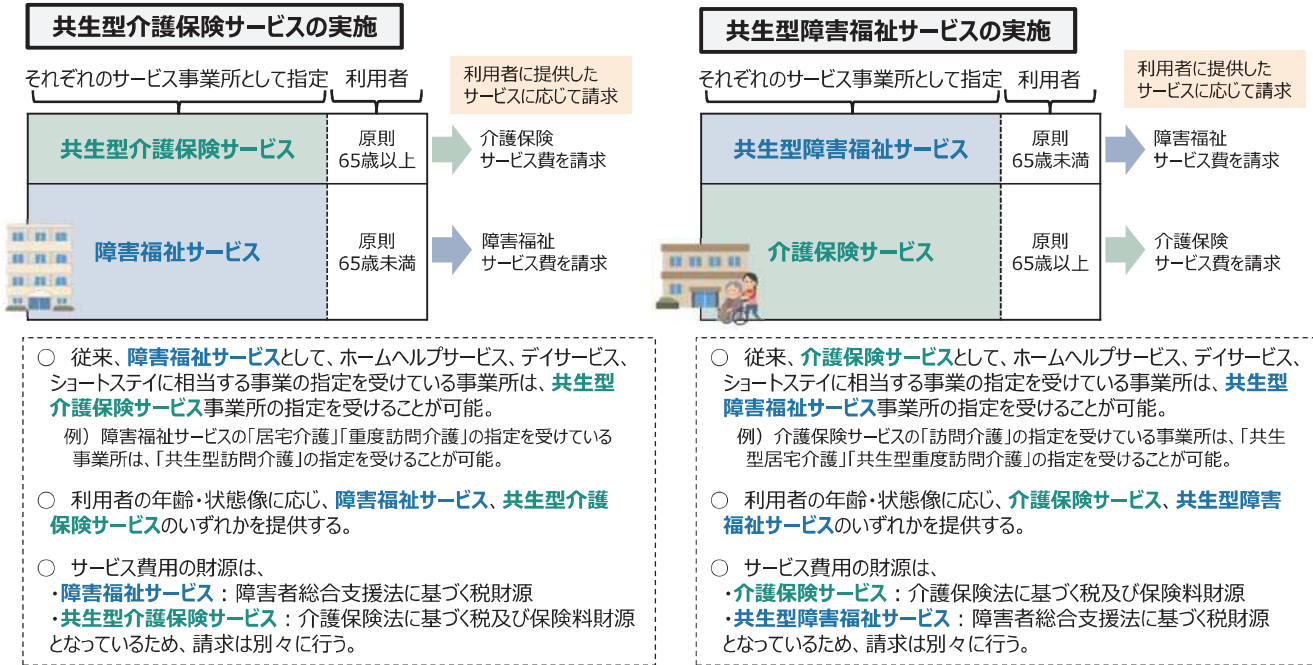
（他の法令による給付等との調整）

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態に月、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

1

共生型サービスの実施イメージ

- 介護保険サービス・障害福祉サービス等のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、障害福祉サービス等・介護保険サービスの同類型のサービスについて、「共生型サービス」の指定を受けることが可能。
- 利用者の年齢・状態像に応じ、介護保険サービス・障害福祉サービス・共生型障害福祉サービス・共生型介護保険サービスのいずれかを提供する。



介護保険と障害福祉相互に相当するサービスの基準の違い

- 介護保険優先原則が適用される、相互に「相当するサービス」（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）について、介護保険と障害福祉両方の制度を比較すると、例えば以下のような違いがある。
- このため、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における基準を満たしているとは限らない。

(例) デイサービスの基準の違い

①	定員	障害福祉サービスでは、原則20名以上とされているが、介護保険サービスでは、特段基準は設けられていない。
②	人員配置	介護職員等について、障害福祉サービスでは、利用者の平均障害支援区分ごとに配置すべき人員数が定められているが、介護保険サービスでは、利用者の平均要介護度によらず、一律での配置基準が設けられている。
③	設備	障害福祉サービスでは、訓練・作業室を設置することとなっており、それらは支障がない広さで足りることとなっている。一方、介護保険サービスでは、食堂及び機能訓練室を設置することとなっており、利用者1人あたり3㎡の面積が必要となっている。

障害	生活介護の基準	介護	通所介護の基準
定員	原則20人以上	定員	—
人員配置	管理者 常勤専従 サービス管理責任者 〔実務経験3～10年 + 研修30.5時間〕 1人 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 平均障害支援区分4未満 → 6 : 1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5 : 1 平均障害支援区分5以上 → 3 : 1	人員配置	管理者 常勤専従 生活相談員 (社会福祉士等) 1人 介護職員 5 : 1 (利用者15人まで1人以上で可) (常勤1人以上)
設備	訓練・作業室 支障がない広さ	設備	食堂及び機能訓練室 3㎡×利用定員

共生型介護保険サービス指定に係る特例

- 障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービス事業所の指定を受けるにあたっては、介護保険法第70条第1項及び第72条の2第1項の規定により申請が必要。
- 指定はあくまでも「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」として行う。
- 指定手続きについて可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしている。

共生型サービス指定に係る介護保険法上の規定

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（抄）

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

第七十二条の二 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合（以下、略）

指定にあたっての留意事項

令和3年度介護報酬改定に関するQA vol. 3（令和3年3月26日）（抜粋）

問123 共生型サービスの指定にあたっては、現行の「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」「共生型通所介護」「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」とされるのか。

答 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（*）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添を参照されたい。

（*）定員18人以下の指定生活介護事業所等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。
※指定障害福祉サービス事業所が、（通常の）介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

共生型障害福祉サービス指定に係る特例

- 介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービス事業所の指定を受けるにあたっては、障害者総合支援法第36条第1項及び第41条の2第1項、児童福祉法第21条の5の15及び第21条の5の17の規定により申請が必要。
- 指定はあくまでも「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」として行う。
- 指定手続きについて可能な限り簡素化を図る観点から、介護保険サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしている。

共生型サービス指定に係る障害者総合支援法・児童福祉法上の規定／指定にあたっての留意事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）（抄）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

第四十一条の二 居宅介護、生活介護その他厚生労働省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）又は介護保険法第四十一条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十二条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第二項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該サービス事業所に係る第三十六条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合（以下略）

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）（抄）

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

第二十一条の五の十七 児童発達支援その他厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第二項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十一条の五の十五第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合（以下略）

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA vol. 1

（平成30年3月30日）（抜粋）

問2 平成30年4月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型居宅介護」「共生型重度訪問介護」「共生型生活介護」「共生型短期入所」「共生型自立訓練（機能訓練）」「共生型自立訓練（生活訓練）」「共生型児童発達支援」「共生型放課後等デイサービス」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」とされるのか。

答 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするために、「指定の特例」を設けたものであることから、従前通り「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定する。なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービス等の指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（*）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、介護保険事業所の指定申請の際に、既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添資料1を参照されたい。

（*）地域密着型通所介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を申請する場合の指定申請先は市町村であるが、申請書又は書類の提出は、地域密着型通所介護事業所の指定申請の際に、既に市町村に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※介護保険事業所が、「共生型サービスの指定の特例」を受けることなく、通常の障害福祉サービス等の指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

共生型サービス指定に係る特例(指定手続き①)

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡略化

共生型介護保険サービスの事業所・共生型障害福祉サービス事業所の指定手続にあたっては、障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できるとしている。

ホームヘルプ

介護保険法施行規則第114条・障害者総合支援法施行規則第34条の7により、以下4、5、6、8については省略可能。

	介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
	(第114条) 訪問介護	(第34条の7) 居宅介護・重度訪問介護	
1	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	×
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
4	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
5	事業所の平面図	事業所の平面図	○
5の2	利用者の推定数	-	-
6	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	事業所の管理者及びサービス提供責任者（中略）の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
7	運営規程	運営規程	×
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
9	当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	×
10	法第七十条第二項各号（中略）に該当しないことを誓約する書面（以下略）	法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	×
11	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	×

B

共生型サービス指定に係る特例(指定手続き②)

デイサービス

介護保険法施行規則第119条・第131条の3の2、児童福祉法施行規則第18条の27・第18条の29、障害者総合支援法施行規則第34条の9・第34条の14・第34条の15により、以下4、5、7、9については省略可能。

	介護保険法施行規則	児童福祉法施行規則		障害者総合支援法施行規則			省略可否
	(第119条・第131条の3の2) 通所介護・地域密着型通所介護	(第18条の27) 児童発達支援	(第18条の29) 放課後等 デイサービス	(第34条の9) 生活介護	(第34条の14) 自立訓練 (機能訓練)	(第34条の15) 自立訓練 (生活訓練)	
1	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	×
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
4	申請者の事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
5	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	○
6	-	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	×

4

共生型サービス指定に係る特例(指定手続き③)

デイサービス (続き)

	介護保険法施行規則	児童福祉法施行規則		障害者総合支援法施行規則			省略可否
	(第119条・第131条の3の2) 通所介護・地域密着型通所介護	(第18条の27) 児童発達支援	(第18条の29) 放課後等 デイサービス	(第34条の9) 生活介護	(第34条の14) 自立訓練 (機能訓練)	(第34条の15) 自立訓練 (生活訓練)	
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
8	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	×
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
10	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
11	-	-	-	指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	指定障害福祉サービス基準第六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	指定障害福祉サービス基準第七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	×
12	誓約書	法第二十一条の五の十五第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	誓約書	誓約書	誓約書	誓約書	×
13	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	×

5

共生型サービス指定に係る特例(指定手続き④)

ショートステイ

介護保険法施行規則第121条、障害者総合支援法施行規則第34条の11により、以下4、6、8、10、12については省略可能。

	介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
	(第121条) 短期入所生活介護	(第34条の11) 短期入所	
1	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	×
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
4	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
5	当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨	事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）	×
6	建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第四百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第一百七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	○
7	当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員	×
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
9	運営規程	運営規程	×
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
11	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
12	指定居宅サービス等基準第三百六十六条（指定居宅サービス等基準第四百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	指定障害福祉サービス基準第二百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	○
13	誓約書	誓約書	×
14	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	×

6